

市町村コード
234257
愛知県
蟹江町

法人町民税領収証書 (公)

口座番号		加入者									
00810-3-960257		蟹江町会計管理者									
所在地及び法人名											
〒											
年度	※処理事項										会社番号
事業年度						申告区分					
から						まで					
						中予確修更決見 間定定正正定込 その ( ) 他					
法人税割額	01										
均等割額	02										
延滞金額	03										
	04										
合計額	05										
納期限	年 月 日		領収日付印								
上記のとおり領収しました。 (納税者保管)											
この領収証書は5年間大切に保管してください。 本書に領収印のないものは無効です。											

市町村コード
234257
愛知県
蟹江町

法人町民税納付書 (公)

口座番号		加入者									
00810-3-960257		蟹江町会計管理者									
所在地及び法人名											
〒											
年度	※処理事項										会社番号
事業年度						申告区分					
から						まで					
						中予確修更決見 間定定正正定込 その ( ) 他					
法人税割額	01										
均等割額	02										
延滞金額	03										
	04										
合計額	05										
納期限	年 月 日		領収日付印								
上記のとおり納付します。 (金融機関保管)											
日計			円								

市町村コード
234257
愛知県
蟹江町

法人町民税領収済通知書 (公)

口座番号		加入者									
00810-3-960257		蟹江町会計管理者									
所在地及び法人名											
〒											
年度	※処理事項										会社番号
事業年度						申告区分					
から						まで					
						中予確修更決見 間定定正正定込 その ( ) 他					
法人税割額	01										
均等割額	02										
延滞金額	03										
	04										
合計額	05										
納期限	年 月 日		領収日付印								
指定金融機関 (取りまとめ店)	三菱UFJ銀行 蟹江支店										
取りまとめ局	名古屋貯金事務センター (〒469-8794)										
上記のとおり通知します。 (町保管)											

内容を確認のうえ、……で切り取り、三枚一組で金融機関等に提出してください。

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときはその端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(その年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、間年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

【納付場所】 ・蟹江町役場 ・三菱UFJ銀行 ・あいち海部農業協同組合 ・みずほ銀行 ・三十三銀行 ・百五銀行 ・大垣共立銀行 ・桑名三重信用金庫 ・名古屋銀行 ・中京銀行 ・いちい信用金庫 ・愛知銀行 ・十六銀行 ・ゆうちょ銀行 ・郵便局(愛知・岐阜・三重・静岡県内) ※なお、ゆうちょ銀行・郵便局では納期限後の取扱いは出来ません。